

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 有名企業の公式サイトだと思ったら偽サイトだった！
- ◆ 「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルにご注意
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
不審なSMS（ショートメッセージ）にご注意ください
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 知るぽると お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2023

6 June
月号

第 159 号



有名企業の公式サイトだと思ったら偽サイトだった！

相談事例 1

SNS の広告を見て、**大手ブランドのサイト**だと思いスニーカーを注文した。メールで振込先の口座が届いたので翌日代金を振り込んだが、その後、いくら待っても**商品が届かない**ので、メールに記載されていた URL を開いたら全く関係ないサイトだった。記載されていた電話も使用されていない番号だった。



相談事例 2

有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが**95%引き**の2万円になっていたので、クレジットカード決済で購入した。**受注メールが届かない**ので、改めてサイトを確認したところ、**URLが公式サイトと違って**おり、偽サイトだと気付いた。

★アドバイス★

- 偽サイトの手口では、大幅な値引きをうたう SNS やインターネット上の広告などから偽サイトに誘導され、クレジットカード情報を搾取されたり、銀行等への前払いや代金引換サービスなどで金銭を搾取されたりします。
- 販売価格だけに目を奪われず、偽サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら注文しないなど、冷静な対応をすることが必要です。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

偽サイトの主な特徴

- サイトの URL の表記がおかしい
- 日本語の字体、文章表現がおかしい
- 販売価格が大幅に割引されている
- 事業者の住所の記載がない、住所が虚偽
- 事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけ
- 支払方法がクレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払方法が限定されている
- 通販サイト内のリンクが適切に機能しない

「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルにご注意

相談事例 1



家で大きな**蜂の巣**を見つけたので、**インターネット**で探した業者に電話した。料金を確認すると「蜂の巣1個で5,000円。ほかの処置をしても**2万円まで**」と言われたので依頼した。

作業終了後、業者が**蜂の巣を1個**だけ持参して「これ以外にも2個巣があったので駆除しておいた」などと言って**10万円を請求**された。ほかの**2個分の巣は見せられていない**。

電話で聞いたのとは違い高額だが、仕方なく言われたとおりの料金を支払ってしまった。

相談事例 2



トイレが詰まり、ポストに入っていた**チラシ**に「**水回りの修費980円から**」と書いてあった業者に電話して来てもらうことにした。

最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、「ドリルで詰まった異物を粉砕する必要がある。**通常は50万円だが半額にする**」と言われた。高額だが仕方ないと思い作業を承諾しトイレの詰まりは解消した。

手持ちの現金がなく「翌日支払う」と伝えたが「ダメだ」と言われ、**ATMで引き出して支払った**。気になって、後日ほかの業者に聞いたら、「**あいえないほど高額だ**」と言われた。

相談事例 3



玄関扉の鍵が開かなくなり、**電話帳**で見つけた「**鍵開け5,000円から**」と広告している業者に電話して来てもらうことにした。

来訪した作業員は、**作業内容や料金の説明もなく**、いきなり鍵を壊して別の場所に新しい鍵を取り付けた。

作業後、「**料金は15万円**」と言われたため「広告に5,000円と書いてあった」と抗議したが、「工賃や出張料、割増もかかるのでこのくらいになる」と言われ、仕方なく支払った。

★アドバイス★

- インターネットや電話帳等を見て依頼した暮らしのレスキューサービスで、当初の想定とかけ離れた高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。
- 広告に表示された料金で作業できるとは限りません。現場の状況次第ではさらに作業が必要な場合もあります。
- 緊急時なのであわてて契約してしまいがちですが、業者が作業に取りかかる前に、作業内容と料金（技術料、出張費、割増料金、見積だけの場合の料金、キャンセルした時の料金など）をよく確認することが大切です。
- 当初の想定とかけ離れた料金であれば、無理にその場で判断せず作業を断りましょう。
- 緊急時に備えて、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ストップ!
特殊詐欺被害

不審なSMS(ショートメッセージ)にご注意ください

- インターネット事業者や国税庁、税務署、裁判所などを装い、「**未納金のお知らせ**」などの内容のSMS(ショートメッセージ)を送信して**偽のホームページへ誘導**し、コンビニエンスストアで**電子マネー(フリペイドカード)**を購入してカードに記載された番号を教えるよう指示する詐欺の手口が発生しています。
- 事業者や行政機関の職員が、**SMSで未納金を納入するようお知らせしたり、未納金を電子マネーで支払うよう指示することは絶対にありません。**
- 不審なSMSを受信した際は、記載されたURLにアクセスしたり、電話をかけたりせず、無視してメールを削除するようにしましょう。



消費生活センターからのお知らせ

6月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	2	3
休	○	○	○	○	○	○
4	5	6	7	8	9	10
休	○	○	D	○	○	○
11	12	13	14	15	16	17
休	○	○	○	○	○	○
18	19	20	21	22	23	24
休	○	○	○	○	○	○
25	26	27	28	29	30	7/1
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの6月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- 毎週日曜日と6月7日(水)の午前中(相談員研修)は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

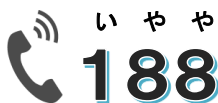


消費者庁消費者
ホットライン
188イメージ
キャラクター
「イヤマン」

消費生活相談窓口

消費者ホットライン

ひとりで悩まず 必ず相談!



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター

☎ 022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0226-22-7000

◎ 電子申請による消費生活相談はこちらから



*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

みやぎの
消費生活情報
バックナンバー
はこちら



©宮城県・
(株)旭フロンテ
ション

うまい話は
まず疑う!



必要ないものは
きっぱり断る!



ひとりで悩まず
必ず相談!



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

クレジットカードの使い方に 気を付けましょう

お金や暮らしの知恵を学びましょう！

宮城県金融広報委員会

クレジットカードは、現金を持ち歩かなくとも決済ができます。自動引き落としや分割払いが可能なもの、中には使用すると特典がつくものもあるなど、利便性のある決済手段です。

普段の買い物、インターネットショッピング、公共料金の支払いなど、クレジットカードを使用する場面は私たちの身の周りに多く存在します。しかし、決済の手軽さから無計画に使ったため支払いに困ってしまったり、支払いの設定によっては多額の手数料がかかってしまったり、使用に注意が必要なものでもあります。

クレジットカードを使用するに当たり、気を付けたいポイントをまとめました。

リボルビング払い（リボ払い）に注意

リボ払いとは、クレジットカードの利用金額にかかわらず、月々の支払金額を一定に設定する支払方法です。

支払金額が一定であり家計の管理がしやすい一方、支払回数や期間の設定がないため、利息がかかり、支払総額が膨らむ場合があります。

また、「リボ専用カード」や「自動リボ設定カード」もあるため、クレジットカードの申込みの際や設定に注意が必要です。

不明な点はカード会社に問い合わせましょう。

20万円の支払いを、
月々5千円、利息15%
で定額リボ払いすると…

支払総額が25万円を
超えることがある！

計画的に使用し、使用明細を確認しましょう

クレジットカードは、どのくらい使用して、いつ支払いがあるかを把握することが大切です。収入と支出のバランスに気を付けながらクレジットカードを使用しましょう。

不正使用がないかチェックするためにも、毎月の使用明細を確認しましょう。

